

## 鹿 児 島 県 公 報

平成26年 5 月 9 日（金）第3006号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（2件）（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 3
- 肥料の登録の有効期間の更新（食の安全推進課取扱い） 4
- 肥料の登録事項の変更（食の安全推進課取扱い） 4
- 国土調査の指定（農地保全課取扱い） 4
- 平成26年度地籍調査事業計画の公表（農地保全課取扱い） 4
- 基本測量の実施（監理課取扱い） 6

## 公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する公告（商工政策課取扱い） 6
- 大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告（2件）（商工政策課取扱い） 7

## 告 示

## 鹿児島県告示第553号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局       |                       | 辞退年月<br>日      | 自立支援医療<br>の種類 |
|-----------|-----------------------|----------------|---------------|
| 名 称       | 所 在 地                 |                |               |
| しらかわ薬局    | 鹿児島市下荒田2-7-14久木留ビル201 | 平成26年<br>2月28日 | 精神通院医療        |
| しらかわ薬局荒田店 | 鹿児島市荒田一丁目45-7         | 平成26年<br>2月28日 | 精神通院医療        |
| ひかり調剤薬局   | 指宿市湊二丁目12番8号          | 平成26年<br>4月30日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第554号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 病院又は診療所                 |             | 辞退年月<br>日      | 自立支援医療<br>の種類 |
|-------------------------|-------------|----------------|---------------|
| 名 称                     | 所 在 地       |                |               |
| メディポリスがん粒子線治療<br>研究センター | 指宿市東方4423番地 | 平成26年<br>5月31日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 病院又は診療所  |               | 指定年月<br>日     | 自立支援医療<br>の種類 |
|----------|---------------|---------------|---------------|
| 名 称      | 所 在 地         |               |               |
| 林内科胃腸科病院 | 鹿児島市武二丁目33番8号 | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第556号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局                    |                | 指定年月<br>日     | 自立支援医療<br>の種類 |
|------------------------|----------------|---------------|---------------|
| 名 称                    | 所 在 地          |               |               |
| タバタ薬局高見馬場店             | 鹿児島市西千石町12番10号 | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| パール薬局                  | 鹿児島市易居町1番17号   | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| オレンジ薬局                 | 鹿児島市武二丁目34-2   | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| 薬局ホームケアファーマシー<br>西鹿児島店 | 鹿児島市西田二丁目22番5号 | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| きずな薬局                  | 鹿児島市中央町19-17   | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| ふなき薬局                  | 薩摩郡さつま町船木50-3  | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| とまと薬局蒲生店               | 始良市蒲生町上久徳2560  | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第557号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 指定訪問看護事業者，指定居<br>宅サービス事業者又は指定介<br>護予防サービス事業者 |                    | 事 業 所            |                    | 指定年月<br>日     | 自立支援医療<br>の種類 |
|--|--------------------|------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 名 称  | 主たる事務所の所在地         | 名 称              | 所 在 地              |               |               |
| 合同会社みす<br>づ                                  | 薩摩川内市中<br>郷町4805番地 | 訪問看護ステ<br>ーションみす | 薩摩川内市中<br>郷町4805番地 | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |

|  |   |   |   |  |  |
|--|---|---|---|--|--|
|  | 1 | づ | 1 |  |  |
|--|---|---|---|--|--|

## 鹿児島県告示第558号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年5月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 薬 局         |                         | 更新年月<br>日     | 自立支援医療<br>の種類 |
|-------------|-------------------------|---------------|---------------|
| 名 称         | 所 在 地                   |               |               |
| 南菌薬局        | 伊佐市大口小木原2041番地2         | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| 有限会社めろん調剤薬局 | 志布志市有明町野神3603番地<br>7    | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| セイシエル薬局     | 志布志市志布志町安楽2192番<br>6    | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |
| 太陽薬局        | 志布志市志布志町志布志1364<br>番地11 | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第559号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成26年5月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 指定訪問看護事業者，指定居<br>宅サービス事業者又は指定介<br>護予防サービス事業者 |                  | 事 業 所                  |                    | 更新年月<br>日     | 自立支援医療<br>の種類 |
|--|------------------|------------------------|--------------------|---------------|---------------|
| 名 称  | 主たる事務所の所在地       | 名 称                    | 所 在 地              |               |               |
| 有限会社アシ<br>スト                                 | 始良市平松<br>2004番地1 | アシスト訪問<br>看護ステーシ<br>ョン | 始良市西餅田<br>1925番地12 | 平成26年<br>5月1日 | 精神通院医療        |

## 鹿児島県告示第560号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

平成26年5月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 医療機関の名称及び所在地                         | 変更事項 | 変 更 内 容                   |                          | 自立支援医療<br>の種類 |
|--------------------------------------|------|---------------------------|--------------------------|---------------|
|                                      |      | 変 更 前                     | 変 更 後                    |               |
| 仁愛会病院<br>鹿児島市南栄五丁目10-19              | 所在地  | 鹿児島市新栄<br>町2-1            | 鹿児島市南栄<br>五丁目10-19       | 精神通院医療        |
| 横山病院<br>鹿児島市永吉一丁目11番1<br>号           | 名称   | 社団法人鹿児<br>島精神衛生協<br>会横山病院 | 横山病院                     | 精神通院医療        |
| 公益社団法人いちょうの樹<br>大隅病院<br>鹿屋市田崎町1043-1 | 名称   | 社団法人鹿児<br>島精神衛生協<br>会大隅病院 | 公益社団法人<br>いちょうの樹<br>大隅病院 | 精神通院医療        |
| しあわせ調剤薬局緑ヶ丘店<br>鹿児島市緑ヶ丘町7番9号         | 所在地  | 鹿児島市緑ヶ<br>丘町5-12          | 鹿児島市緑ヶ<br>丘町7番9号         | 精神通院医療        |
| 三洋薬局                                 | 所在地  | 奄美市名瀬末                    | 奄美市名瀬末                   | 精神通院医療        |

|                                  |           |                               |
|----------------------------------|-----------|-------------------------------|
| 奄美市名瀬末広町 8 - 1 末<br>広プラザ 1 F 101 | 広町10番 1 号 | 広町 8 - 1 末<br>広プラザ 1 F<br>101 |
|----------------------------------|-----------|-------------------------------|

## 鹿児島県告示第561号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 登録番号        | 更新後の登録の有効期限 | 肥料の種類 | 肥料の名称        | 保証成分量 (%)             | その他の規格 | 生産業者         |             |
|-------------|-------------|-------|--------------|-----------------------|--------|--------------|-------------|
|             |             |       |              |                       |        | 氏名又は名称       | 住所          |
| 鹿児島県肥第1197号 | 平成32年5月12日  | 魚かす粉末 | 7 - 7 かごしま魚粉 | 窒素全量 7.0<br>りん酸全量 7.0 | 該当なし   | 鹿児島プロフーズ株式会社 | 鹿児島市城南町37番地 |

## 鹿児島県告示第562号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項の規定により，次のとおり肥料の登録事項に変更があった旨の届出があった。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 登録番号        | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 生産業者      |                | 変更の内容 |                 |                | 変更年月日     |
|-------------|-------|-------|-----------|----------------|-------|-----------------|----------------|-----------|
|             |       |       | 氏名又は名称    | 住所             | 変更事項  | 変更前             | 変更後            |           |
| 鹿児島県肥第1243号 | 副産動物質 | 豚コンソル | サンテグレ株式会社 | 曾於市末吉町南之郷158番地 | 住所    | 曾於市末吉町南之郷393番地1 | 曾於市末吉町南之郷158番地 | 平成26年4月1日 |

## 鹿児島県告示第563号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により，次のとおり国土調査として指定した。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 指定の年月日    | 調査を行う者の名称 | 調査地域                  | 調査期間                    |
|-----------|-----------|-----------------------|-------------------------|
| 平成26年4月1日 | 南九州市      | 南九州市川辺町田部田及び川辺町平山の各一部 | 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで |

## 鹿児島県告示第564号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により，平成26年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

| 調査を行う者の名称 | 調査地域   | 調査期間                    |
|-----------|--|-------------------------|
| 鹿児島市      | 鹿児島市西伊敷五丁目，緑ヶ丘町，田上四丁目及び田上台二丁目の各全部並びに鹿児島市伊敷六丁目，岡之原町，東坂元一丁目，東坂元二丁目，東坂元四丁目，下伊敷三丁目及び伊敷台六丁目の各一部 | 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで |

|       |  |                                   |
|-------|--|-----------------------------------|
| 鹿屋市   | 鹿屋市名貫町, 永野田町, 共栄町, 向江町, 飯隈町, 古前城町, 下高隈町, 吾平町及び輝北町<br>上百引の各一部                         | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 指宿市   | 指宿市十町, 東方及び西方の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 西之表市  | 西之表市西之表及び安城の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 垂水市   | 垂水市牛根境, 高城及び新城の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 薩摩川内市 | 薩摩川内市入来町副田の一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 南さつま市 | 南さつま市笠沙町片浦及び笠沙町赤生木の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 奄美市   | 奄美市笠利町大字笠利, 笠利町大字節田, 笠利町大字和野, 名瀬大字知名瀬, 名瀬大字小湊, 住用町大字市, 住用町大字川内, 住用町大字石原及び住用町大字役勝の各一部 | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 三島村   | 三島村硫黄島の一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 十島村   | 十島村中之島及び口之島の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 錦江町   | 錦江町神川及び田代麓の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 南大隅町  | 南大隅町根占川北, 根占川南, 根占山本及び佐多郡の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 肝付町   | 肝付町富山, 新富, 前田, 宮下, 波見及び野崎の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 中種子町  | 中種子町牧川の一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 南種子町  | 南種子町島間及び中之上の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 大和村   | 大和村大和浜及び大金久の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 宇検村   | 宇検村佐念及び平田の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 瀬戸内町  | 瀬戸内町瀬相, 篠川, 阿木名, 伊須, 俵, 嘉入, 徳浜及び久慈の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 龍郷町   | 龍郷町瀬留, 戸口及び浦の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 喜界町   | 喜界町中間, 中熊, 坂嶺, 赤連, 伊砂及び伊実久の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 徳之島町  | 徳之島町下久志, 下轟木及び花徳の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 天城町   | 天城町天城, 兼久, 浅間及び平土野の各一部   | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 伊仙町   | 伊仙町馬根, 中山及び伊仙の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |
| 知名町   | 知名町田皆及び赤嶺の各一部  | 平成26年 4 月 1 日から<br>平成27年 3 月31日まで |

## 鹿児島県告示第565号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成26年5月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（超長基線測量）
- 2 作業の期間 平成26年4月29日から平成27年3月13日まで
- 3 作業の地域 始良市北山地内

## 公 告

## 大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成26年5月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年5月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年5月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
J A 谷山フードモール（仮称）  
鹿児島市西谷山一丁目5番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者  
鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役 東康弘  
鹿児島市鴨池新町15番地
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社エコープ鹿児島 代表取締役社長 下諸清美  
鹿児島市西別府町3200番地9 外2社
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成26年12月17日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
4,550平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数  
第1駐輪場 C棟北側 117台  
第2駐輪場 D棟北側 83台  
第3駐輪場 E棟南東側 51台  
第4駐輪場 B棟西側 21台  
第5駐輪場 A棟北側 20台
  - (2) 駐輪場の位置及び収容台数  
第1駐輪場 B棟北側 10台  
第2駐輪場 B棟北東側 10台  
第3駐輪場 C棟北側 10台  
第4駐輪場 C棟北東側 26台  
第5駐輪場 E棟北東側 41台  
第6駐輪場 B棟西側 20台

- 第7駐輪場 A棟北東側 17台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
- 荷さばき施設 1 A棟西側 27平方メートル
- 荷さばき施設 2 B棟南西側 80平方メートル
- 荷さばき施設 3 C棟南側 80平方メートル
- 荷さばき施設 4 D棟南側 25平方メートル
- 荷さばき施設 5 E棟南東側 27.5平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 廃棄物等保管施設 1 A棟西側 5.22立方メートル
- 廃棄物等保管施設 2 B棟南西側 23.70立方メートル
- 廃棄物等保管施設 3 C棟南側 13.30立方メートル
- 廃棄物等保管施設 4 D棟南側 7.00立方メートル
- 廃棄物等保管施設 5 E棟南東側 7.50立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- ア JR九州ドラッグイレブン株式会社
- ア 開店時刻 午前9時
- イ 閉店時刻 午後11時
- イ 株式会社エコーブ鹿児島
- ア 開店時刻 午前7時
- イ 閉店時刻 午後11時
- ウ 株式会社しまむら
- ア 開店時刻 午前10時
- イ 閉店時刻 午後8時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
- 第1駐車場及び第2駐車場 午前6時30分から午後11時30分まで
- 第3駐車場 午前8時30分から午後8時30分まで
- 第4駐車場 午前6時30分から午後10時まで
- 第5駐車場 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- 第1駐車場 1箇所 建物敷地北西側
- 第2駐車場 3箇所 建物敷地北東側及び東側
- 第3駐車場 1箇所 建物敷地東側
- 第4駐車場 1箇所 建物敷地南西側
- 第5駐車場 1箇所 建物敷地西側
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
- 荷さばき施設 1, 荷さばき施設 2, 荷さばき施設 3 及び荷さばき施設 5 午前6時から午後10時まで
- 荷さばき施設 4 24時間
- 7 届出年月日
- 平成26年 4 月 16日

.....

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年5月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年5月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年 5 月 9 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール鹿児島

鹿児島市東開町7番 外15筆

## 2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 変更前 イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外74社  
株式会社イオンフォレスト 代表取締役 宍倉芳男  
東京都千代田区紀尾井町3番6号  
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山茂年  
東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号  
株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役 玉木開作  
東京都渋谷区代官山町8番7号  
株式会社ランジェノエル 代表取締役 大野薫  
京都市南区吉祥院中島町29番地  
株式会社ポイント 代表取締役 遠藤洋一  
茨城県水戸市泉町三丁目1番27号  
株式会社ヤマダヤ 代表取締役 山田道朗  
愛知県名古屋市西区域西一丁目3番5号  
株式会社リンク・セオリー・ジャパン 代表取締役 佐々木力  
東京都新宿区西新宿三丁目15番5号  
株式会社ヴェント・インターナショナル 代表取締役 小泉慎吾  
東京都渋谷区宇田川町36番1号空研ビル  
株式会社イング 代表取締役 青井正人  
兵庫県神戸市中央区港島南町四丁目6番2  
株式会社エーアイピー 代表取締役 赤塚浩一  
福岡市西区姪浜駅南三丁目16番22号  
株式会社タカキュー 代表取締役 臼井一秀  
東京都板橋区板橋三丁目9番7号  
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 花谷洋二  
東京都杉並区西荻北二丁目28番7号  
株式会社コックス 代表取締役 池内清和  
東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号  
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 尾崎仙次  
東京都品川区上大崎三丁目2番1号  
株式会社トリニティアーツ 代表取締役 荒川修  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社めのや 代表取締役 新宮正朗  
島根県松江市玉湯町玉造325番地
- (2) 変更後 イオン九州株式会社 代表取締役 山口聡一  
福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号 外104社  
株式会社イオンフォレスト 代表取締役 福本剛史  
東京都千代田区紀尾井町3番6号  
株式会社東京デリカ 代表取締役 木山剛史  
東京都葛飾区新小岩一丁目48番1号  
株式会社トミーヒルフィガージャパン 代表取締役 アレキサンダー・トーマ  
ス・チュー  
東京都渋谷区代官山町8番7号

株式会社ワコール 代表取締役 安原弘展  
京都市南区吉祥院中島町29番地  
株式会社ポイント 代表取締役 遠藤洋一  
東京都千代田区丸の内一丁目9番2号  
株式会社ヤマダヤ 代表取締役 山田太郎  
愛知県名古屋市中区城西一丁目3番5号  
株式会社リンク・セオリー・ジャパン 代表取締役 畑誠  
山口市佐山717番地1  
株式会社ヴェント・インターナショナル 代表取締役 桑原設郎  
東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目15番5号  
株式会社イング 代表取締役 向井孝司  
兵庫県神戸市中央区港島南町四丁目6番2  
株式会社シティコンタクト鹿児島 代表取締役 赤塚浩一  
福岡市西区姪浜駅南三丁目16番22号  
株式会社タカキュー 代表取締役 木内守  
東京都板橋区板橋三丁目9番7号  
株式会社ザ・クロックハウス 代表取締役 大野禄太郎  
東京都中央区京橋一丁目11番2号  
株式会社コックス 代表取締役 吉竹英典  
東京都中央区日本橋浜町一丁目2番1号  
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社 代表取締役 渡辺裕明  
東京都品川区上大崎三丁目2番1号  
株式会社トリニティアーツ 代表取締役 木村治  
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号  
株式会社めのや 代表取締役 新宮寛人  
島根県松江市嫁島町14番13号

### 3 変更年月日

- (1) 株式会社イオンフォレストに係る変更 平成24年7月19日
- (2) 株式会社東京デリカに係る変更 平成24年6月27日
- (3) 株式会社トミーヒルフィガージャパンに係る変更 平成25年11月5日
- (4) 株式会社ランジェノエルに係る変更 平成25年9月1日
- (5) 株式会社ポイントに係る変更 平成24年11月26日
- (6) 株式会社ヤマダヤに係る変更 平成25年3月1日
- (7) 株式会社リンク・セオリー・ジャパンの代表者の氏名に係る変更 平成23年11月1日
- (8) 株式会社リンク・セオリー・ジャパンの住所に係る変更 平成22年6月1日
- (9) 株式会社ヴェント・インターナショナルに係る変更 平成25年4月30日
- (10) 株式会社イングに係る変更 平成22年10月29日
- (11) 株式会社エーアイピーに係る変更 平成25年11月1日
- (12) 株式会社タカキューに係る変更 平成25年4月1日
- (13) 株式会社ザ・クロックハウスの代表者の氏名に係る変更 平成25年11月19日
- (14) 株式会社ザ・クロックハウスの住所に係る変更 平成26年2月22日
- (15) 株式会社コックスに係る変更 平成24年5月18日
- (16) B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社に係る変更 平成25年3月22日
- (17) 株式会社トリニティアーツに係る変更 平成23年9月1日
- (18) 株式会社めのやの代表者の氏名に係る変更 平成24年10月1日
- (19) 株式会社めのやの住所に係る変更 平成24年7月30日

### 4 届出年月日

平成26年4月11日

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を平成26年5月9日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成26年5月9日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成26年5月9日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
川内山形屋  
薩摩川内市西向田町9番6号
- 2 変更事項  
荷さばき施設の位置及び面積
  - (1) 変更前 本館建物南側隔地駐車場北東側 25平方メートル
  - (2) 変更後 別館1階 80平方メートル
- 3 変更年月日  
平成26年12月22日
- 4 届出年月日  
平成26年4月21日